

海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令案要綱

第一 海上運送法施行令等の一部改正

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、所要の規定の整理等を行うものとする。こと。
(本則関係)

第二 附則

一 この政令は、一部の規定を除き、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行するものとする。こと。
(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。こと。
(附則第二条及び第三条関係)